

第7回入善町農業委員会議事録

令和6年2月8日午前10時から第7回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 16名

1番 五十里 章	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 西川 信一	8番 竹田 隆浩	9番 嶋先 良昭
10番 安藤 清雅	11番 小林 真一郎	12番 米山 義隆	14番 前田 俊彦
15番 永山 美和	16番 亀田 英司	17番 上野 好雄	18番 田中 吉春

欠席委員 2名

2番 廣清 奈緒美 13番 坪野 和夫

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	清水 弘美
入善町農業委員会	主 事	上原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第21号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第22号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第23号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

冬になってから何度か積雪がありましたが、すぐ溶けていくということで、暖冬なのかなと感じております。先日農政局の方と話をしましたら、西の方ではカメムシが大量発生しているそうで、暖冬がどのように影響しているのかと心配しております。

能登半島地震からひと月あまり経ちましたが、農地・農業の被害の全容は明らかにはなっていないことです。大区画化した農地が液状化して穴が開いたり、整備した用水が波打っていたり、非常に大きな影響が出ているそうです。春になって水を流してみたら漏れ出したとかがないように願うところですが、分かる範囲で被害状況を確認いただいて、必要であれば補修作業にあたっていただければと思います。農地パトロールの際にも気を付けてみていただければいいと思います。

田があっても作れないというのは問題ですが、意見交換会でも言われるように、土を耕す人がいなくなるのが問題だということもありますので、そういったところも意識しながら農業やっていきたいと思っております。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番小林委員と15番永山委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町東狐〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は191㎡です。申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。譲渡人は、黒部市立野〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町五十里〇〇の〇〇さんです。

申請地はもともと譲受人が耕作しており、所有権移転をするため今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できることと見込まれること、農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること、譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、竹田委員にいただいております。以上1件です、よろしくお願いします。

議長(米山 義隆)

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

竹田委員

譲受人から話があり、現地も確認しました。3反歩田の中に地権者が4名おられ、その中の一番大きな農地が譲受人の妹さんの所有であるという縁から、譲受人が耕作をしていらっしゃるということです。

議長(米山 義隆)

ありがとうございました。それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長(米山 義隆)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第4、議案第21号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをご覧ください。議案第21号「農地法第5条の規定による意見進達について」、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、譲渡人は入善町下飯野〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町高畠〇〇の〇〇さん、申請地は入善町下飯野〇〇の1筆。台帳地目は田、面積は904㎡で、転用目的は駐車場及び資材置場敷地です。

譲受人の〇〇さんは、飯野地区で土木工事、造園工事、解体工事及び不動産関係の事業を行う会社です。事業拡大に伴い管理する資材が増えて既存の資材置場が手狭になり、駐車スペースがなくなっていることから、新たな敷地が必要となり、今回の申請に至りました。拠点となっている下飯野の会社を起点に半径100m以内で検討したところ、必要な面積を確保でき、かつ会社のそばで社用車を管理するのに利便性が保たれる申請地が最も適していることから、転用申請となりました。

申請面積は904㎡で、主にダンプカー等の社用車7台分の駐車スペースとして、また車両の通行スペース及び資材置場として利用するために必要な面積です。雨水排水は、申請地南側の既存用悪水路に排水します。

申請地に隣接する農地の下飯野〇〇及び〇〇の耕作者は〇〇さんです。農作業がしやすいよう、既存の畦畔を残し、畦畔の内側にL型ブロックを設置する予定で、〇〇さんの同意を得ておられます。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「駐車場・資材置場敷地」であり、許可基準「集落接続」に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。また、除外につきましては、令和6年2月に除外の認可がおりる予定です。隣接耕作者の同意、及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。農業委員の意見書は竹田委員にいただいております。以上1件です。よろしくお願いいたします。

議長(米山 義隆)

ありがとうございました。それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

竹田委員

譲受人の住所が高畠になっていますが、地図で言うと、下飯野の住宅地の中に事務所があります。先ほどの説明にもありましたが、耕作者の〇〇さんにも確認したところ、問題ないと言っておられました。

議長(米山 義隆)

ありがとうございました。では、議案第21号「農地法第5条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

安藤委員

申請地に面している県道は、大型車両が通れる幅なのでしょうか。

竹田委員

道路については南側も北側もトラックが通れます。

小林委員

住宅地図で見ると、申請地に隣接する732番の農地は細い形状のようですが、畦畔はあるのですか。

竹田委員

あります。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第5、議案第22号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第22号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。令和6年2月8日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

今回の件数を報告させていただきます。

青木地区 新規2件、3筆、4,523㎡

小摺戸地区 再設定1件、6筆、13,296㎡

計3件、9筆、17,819㎡です。以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第6、議案第23号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第23号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」、入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農地の所有権移転については、農地法第3条によるものと、農地中間管理機構の農地売買等事業いわゆる特例事業を利用した農業経営基盤強化促進法によるものがあります。

特例事業は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農業経営に従事する就農者であること等の条件を満たせば、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積等促進計画による所有権移転を適用でき、売り手は譲渡所得税の特別控除を、買い手は不動産取得税や登録免許税の軽減を受けることができるというメリットがあります。

議案第23号の所有権移転は、この特例事業を利用した所有権移転です。

なお、農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。今回は2件の申し出があり、議案の1番の案件は、県農林水産公社から飯野地区の〇〇さんに、2番の案件は〇〇さんから県農林水産公社に売り渡されるものです。

また、1番の案件は〇〇さんから県農林水産公社へ所有権移転されたものであり、10月の総会にて皆様にご審議いただいたもので、2番の案件は、所有者の〇〇さんから県農林水産公社に所有権移転された後、〇〇さんに売り渡される予定のものです。以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

2番の譲渡人の所有地は、この1筆だけなのですか。

事務局

その通りです。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。ないようなので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

はい、事務局より配布物の確認です。お手元に、1月の新年会の収支報告、農業委員図書目録2024年、3月の農業委員研修会の案内を配布しました。研修会については、3月13日の午後1時30分から、射水市のラポールにて開催されます。当日は役場に集合いただき、バスで会場まで向かう予定です。ご出席が難しい方は、後ほど事務局までご連絡をお願いします。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第7回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和6年3月11日月曜日、午前10時から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午前10時30分）